

山吹区住民協定

前文

私たちの住む山吹区は、自然環境と景観に恵まれた人情豊かなふるさとです。区民の誇りであるこのふるさとを乱開発から守り、貴重な文化財や伝統芸能を大切にしていきたいのは私たちに課せられた努めです。

区では、区民の生活を守るため、自主的に区の規定を設け区の運営をしています。より快適な生活環境向上のため、私たちは二十一世紀の住み良い地域づくりを目指し、住民の合意に基づき次の協定を守ります。

- 一、私たちは、山吹区の豊かな自然環境と景観保全のため、秩序ある開発に努めます。
- 一、山吹区内に所有する農地、山林、原野などを転用したり、売買する場合は、地区内で検討し、区に届けます。
- 一、私たちは、山吹区への転入者を温かく迎え入れ、お互い理解しあつて融和に務めます。
- 一、山吹区の運営は、区費により賄われています。転入者を含む私たちは、このことを理解し区の規定に定められた区費を納入します。
- 一、私たちは、祖先が残してくれた区有財産を大切にし、区有林の手入れにはすすんで参加します。
- 一、山吹区には各地区に貴重な伝統芸能があります。この保存と継承に努めます。
- 一、私たちは、地域の住居環境を守り、里道づくり、河川の清掃、ごみ収集等の作業に進んで参加します。
- 一、山吹区には各地区、地域に集会所等便利な共有施設があります。私たちはこの施設を積極的に利用し、大切にします。
- 一、私たちは、区民の連帯を深め、地域コミュニティ事業を推進するため、公民館活動等に進んで参加します。
- 一、私たちは、敬老の念を常に忘れず、先輩の教えに耳を傾け、いたわりの心を持ちます。
- 一、青少年は、地域の宝、私たちは愛情をもって温かく見守り、健全育成に努めます。
- 一、私たちは、交通法規を守り、区民から交通事故の被害者も加害者も出さないように努めます。
- 一、私たちは、防火防犯意識の高揚と普及に努め、犯罪や火災を出さないように努めます。

右協定は、平成十三年七月一日より施行する。

高森町山吹区

平成十三年三月二十九日 区会承認

平成十三年六月十一日 区民同意承認

平成十三年六月十一日 区会制定